

報告第4号

富津市要保護及び準要保護児童生徒就学援助実施要綱の一部を改正する告示
について

富津市要保護及び準要保護児童生徒就学援助実施要綱（令和2年富津市教育委員会告示第3号）の一部を改正する告示を別紙のとおり定めたので、報告する。

令和7年3月28日提出

富津市教育委員会

教育長 岡 根 茂

富津市要保護及び準要保護児童生徒就学援助実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年2月14日

富津市教育委員会教育長 岡 根 茂



富津市教育委員会告示第1号

富津市要保護及び準要保護児童生徒就学援助実施要綱の一部を改正する告示
富津市要保護及び準要保護児童生徒就学援助実施要綱（令和2年富津市教育委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項ただし書中「については」の次に「、就学援助費（新入学児童生徒学用品費）入学前支給申請書（別記第2号様式）に関係書類を添付して」を加え、同条に次の1項を加える。

4 教育委員会は、申請書又は添付書類に不備があるときは、審査を保留し、申請者に対し書類を補正し、又は改めて提出するよう就学援助費保留通知書により申請者に通知するものとする。

第6条第2項中「就学援助認定（却下）通知書（別記第2号様式）」を「就学援助費認定通知書又は就学援助費否認定通知書」に改める。

第8条第1項中「就学援助費は、」を削り、「支給する」を「就学援助費を支給するときは、就学援助費支給通知書により受給者に通知し、支給する」に改める。

第11条中「就学援助費支給認定取消通知書（別記第4号様式）」を「就学援助費認定取消通知書」に改める。

第13条を第14条とし、第12条の次に次の1条を加える。

（様式）

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な様式は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）に基づき国が定める様式とする。

別記第2号様式を次のように改める。

富津市教育委員会 様

就学援助費(新入学児童生徒学用品費)入学前支給申請書

- ・ 私は、新入学用品費の受給を申請します。
- ・ 私は、認定審査に必要な世帯全員の住民基本台帳、市民税課税台帳等を市が確認することに同意します。
- ・ 私は、市から受領する新入学用品費について、下記の指定口座に振り込みされるよう依頼します。

1. 申請者氏名等を記入してください。

申請日	年 月 日	連絡先	自宅	—	—	携帯	—	—
申請者 (保護者)	住所	富津市						
	氏名	カガナ						

2. 生計を同じくする方全員を記入してください。(単身赴任をしている方も記入してください。)

	続柄	ふりがな 氏名	生年月日	勤務先、学校、保育所(園)等
1	本人	じょうきしんせいしや 上記申請者	年 月 日	
2			年 月 日	
3			年 月 日	
4			年 月 日	
5			年 月 日	
6			年 月 日	

3. 居住状況について、該当する項目にチェック(☑)してください。

<input type="checkbox"/> 持ち家	<input type="checkbox"/> 賃貸住宅 (家賃月額 円)
------------------------------	--

4. 世帯状況について、該当する場合は項目にチェック(☑)してください。(複数可)

<input type="checkbox"/> 年1月1日に富津市に住民登録がない → 住民登録のあった市区町村で 年度課税(非課税)証明書を取得し、申請書に添付してください。
<input type="checkbox"/> 児童扶養手当を受給している
<input type="checkbox"/> 生活保護を受給している <input type="checkbox"/> 生活保護を受給していたが停止又は廃止になった

5. 振込先指定口座を記載してください。 ※申請者氏名と口座名義人は同一としてください。

金融機関名		金融機関コード			支店名	支店コード
銀行・信用金庫 農協・信用組合			
預金種目		口座番号			口座名義 (カタカナで記入)	
1.普通	2.貯蓄	3.当座				

別記第4号様式を削る。

附 則

(施行期日)

1. この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

2. この告示の施行の際現にこの告示による改正前の富津市要保護及び準要保護児童生徒就学援助実施要綱の規定に基づいて使用されている文書については、この告示による改正後の富津市要保護及び準要保護児童生徒就学援助実施要綱の規定に基づいて使用されているものとみなす。

<p>う。)に支給する _____ものとする。</p>	<p>う。)に就学援助費を支給するときは、就学援助費支給通知書により受給者に通知し、支給するものとする。</p>
<p>2 前項の規定にかかわらず、就学援助費を直接支給することが適当でないと教育委員会が認めるときは、受給者の委任に基づき、学校長に支給するものとする。</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、就学援助費を直接支給することが適当でないと教育委員会が認めるときは、受給者の委任に基づき、学校長に支給するものとする。</p>
<p>3 前2項の規定にかかわらず、学校給食費に対する就学援助費については、受給者に係る学校給食費に充当できるものとする。 (認定の取消)</p>	<p>3 前2項の規定にかかわらず、学校給食費に対する就学援助費については、受給者に係る学校給食費に充当できるものとする。 (認定の取消)</p>
<p>第11条 教育委員会は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。この場合において、教育委員会は、認定を取り消した場合は、就学援助費支給認定取消通知書(別記第4号様式)により当該受給者に通知するものとする。</p>	<p>第11条 教育委員会は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。この場合において、教育委員会は、認定を取り消した場合は、就学援助費認定取消通知書により当該受給者に通知するものとする。</p>
<p>(1) 前条の規定により、辞退届出書が提出されたとき。 (2) 受給者が虚偽の申請により、就学援助費の支給を受けていることが判明したとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が適当でないと認めるとき。</p>	<p>(1) 前条の規定により、辞退届出書が提出されたとき。 (2) 受給者が虚偽の申請により、就学援助費の支給を受けていることが判明したとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が適当でないと認めるとき。</p>
<p>2 教育委員会は、前項の規定により認定を取り消した場合は、取り消した日の属する月の翌月から就学援助費を支給しないものとする。ただし、事由の発生日が月の1日の場合は、前月で就学援助費の支給をしないものとする。 (返還)</p>	<p>2 教育委員会は、前項の規定により認定を取り消した場合は、取り消した日の属する月の翌月から就学援助費を支給しないものとする。ただし、事由の発生日が月の1日の場合は、前月で就学援助費の支給をしないものとする。 (返還)</p>
<p>第12条 教育委員会は、前条の規定により受給者の認定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分の就学援助費が既に支給されているときは、当該認定を取り消された受給者からその全部及び一部を返還させることができる。</p>	<p>第12条 教育委員会は、前条の規定により受給者の認定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分の就学援助費が既に支給されているときは、当該認定を取り消された受給者からその全部及び一部を返還させることができる。</p>
	<p>(様式) 第13条 この要綱に定めるもののほか必要な様式は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律(令和3年法律第40号)に基づき国が定め</p>

<p>(補則)</p> <p><u>第13条</u> この要綱に定めるもののほか、就学援助費の支給に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。</p> <p>別記</p> <p><u>第2号様式 (第6条関係)</u></p> <p><u>第4号様式 (第11条関係)</u></p>	<p><u>る様式とする。</u></p> <p>(補則)</p> <p><u>第14条</u> この要綱に定めるもののほか、就学援助費の支給に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。</p> <p>別記</p> <p><u>第2号様式 (第5条関係)</u></p>
--	---

報告第5号

富津市教職員の働き方改革ガイドラインの改定について

富津市教職員の働き方改革ガイドラインを別紙のとおり改定したので、報告する。

令和7年3月28日提出

富津市教育委員会

教育長 岡 根 茂

富津市 教職員の働き方改革ガイドライン



令和7年3月改定
富津市教育委員会

目次

1	「富津市の教職員の働き方改革」の目的	1
2	教職員の働き方をめぐる状況とこれまでの取組	2
3	ガイドラインの性格	3
4	富津市の教職員の働き方改革の目標	3
5	富津市教育委員会の働き方改革の取組	4
(1)	業務改善の推進	4
(2)	部活動の負担軽減	5
(3)	勤務時間に関する意識改革と時間外勤務の抑制	5
(4)	学校を支援する人材の確保	5
(5)	学校・家庭・地域及び関係機関との連携の推進	5
(6)	方針及び行動計画等の徹底及びフォローアップ	5
6	君津地方四市の各学校における働き方改革の具体的な取組例	6
(1)	業務改善の推進	6
(2)	部活動の負担軽減	8
(3)	勤務時間に関する意識改革と時間外勤務の抑制	8
(4)	学校を支援する人材の確保	8
(5)	学校・家庭・地域及び関係機関との連携の推進	9
(6)	方針及び行動計画等の徹底及びフォローアップ	9

1 「富津市の教職員の働き方改革」の目的

勤務実態を改善し、子供たちと向き合う時間を確保するとともに、教職員のワーク・ライフ・バランスの実現を目指す。

昨今、グローバル化や急速に発達する情報化、少子高齢化の進行等、社会環境は急激に変化している。それに伴い、教職員の ICT 活用指導力がより一層求められたり、いじめや不登校、子どもの貧困問題などが複雑化、多様化したりと、学校を取り巻く環境も大きく変化している。

こうした中、定期的実施している教職員の勤務実態調査の結果をみると、時間外在校等時間は減少傾向にある一方で、一定の割合で長時間勤務が続いている実態も報告されている。

教職員が心身ともに充実して子どもたちと向き合い、教職員のウェルビーイングを確保し、誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境を整備することが、教職そのものの魅力向上や学校教育の充実につながる。このような考えに基づき、持続可能な学校における指導・運営体制の構築を目指して、働き方改革を加速的に進めていくことが必要である。

このため、富津市教育委員会では、このたび「富津市教職員の働き方改革ガイドライン(以下、「ガイドライン」という。)」を改定することで、働き方改革に向けたさらなる総合的な取り組みを実施していくこととした。

具体的には、教職員一人一人が自分自身の勤務実態と業務内容を把握すること等を通して、教職員の意識改革をさらに進めていく。

また、業務の質的転換及び量的削減、精選を図ることを目的として、「チームとしての学校」の体制整備に向け、以前より配置してきた指導補助教員や特別支援教育指導員、スクール・サポート・スタッフ等のスタッフの充実と拡充に向けた取り組み等を進めていく。

さらに、保護者や地域住民等との適切な役割分担を進めるため、各学校の学校評議員や学校運営協議会委員、市PTA連絡協議会との連携を深め、保護者や地域住民等の理解、協力を得ながら、子どもたちの資質・能力を高めるための学校運営を推進していく。

富津市教育委員会は、本改定を通して、教職員の長時間勤務の改善に取り組むことを含め、風通しの良い働きやすい職場づくりの構築に努め、本市教育の質のさらなる向上を図っていく。

2 教職員の働き方をめぐる状況とこれまでの取組

- 国は平成28年度に「教員勤務実態調査」を行い、多くの教職員が長時間勤務をしている実態が明らかになり、平成31年1月には「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を策定した。令和元年12月には「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律」を制定・公布し、各地方公共団体の判断による一年単位の変形労働時間制の選択的導入を可能とするとともに、上記ガイドラインを法的根拠のある「指針」と位置づけることとした。

さらに、国は令和2年1月に「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」を制定し、同年7月には同指針を改正するとともに、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法施行規則」を制定・公布し、時間外在校等時間の上限の原則や一年単位の変形労働時間制の導入についての規定を整備した。

国が令和4年度、6年ぶりに行った「教員勤務実態調査」では、前回調査（平成28年度）と比較して、平日・土日共にすべての職種において在校等時間が減少したものの、依然として長時間勤務の教職員が多い状況が明らかになり、令和5年9月には「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策」の提言が示された。

学校に置ける働き方改革の具体的な取組例としては、令和2年から毎年大幅改定を加えている「学校に置ける働き方改革事例集」が令和5年3月に改定されている。

- 千葉県では、平成30年9月に「学校における働き方改革推進プラン」を策定し、令和元年5月に一部改訂を行った上で、令和2年3月と令和3年3月、令和6年3月に、国の指針やこれまでの取組に対する成果と課題等を踏まえ、改定を行った。

また、千葉県が平成30年度から実施している「勤務実態調査」の令和5年度の結果によると、「過労死ライン」といわれる1月当たりの正規の勤務時間を80時間超えて在校している教職員の割合は、学校における働き方改革が進むにつれて、徐々に減少傾向にあり、1月当たりの時間外在校等時間が45時間を超える教職員も、全校種の教諭等においては平均で37.2%と令和3年度と比較すると5.2ポイント減少したが、中学校では53.7%と半数以上が45時間を超えている実態が明らかになった。

- 富津市では、令和3年6月に「富津市教職員の働き方改革ガイドライン」を策定し、取り組んできた。令和6年には、策定から3年を経過し見直しの時期にあたること、千葉県の「学校における働き方改革推進プラン」の改定があったことを受け、より実効性が高まるよう本ガイドラインの改定を行った。

また、富津市が毎月実施している「勤務実態調査」の結果によると、小学校は全体的に改善傾向にあるが、中学校では、1月当たりの時間外在校等時間が45時間を超える教職員が半数を超え、80時間を超えて在校している教職員は30%以上いるという実態が明らかになっている。

<教諭等における在校時間等調査結果> 月80時間以上の超過勤務者の割合

調査実施時期	小学校		中学校	
	千葉県	富津市	千葉県	富津市
R3. 11月	6. 2%	0. 8%	26. 6%	8. 5%
R4. 11月	4. 4%	0%	20. 5%	14. 9%
R5. 11月	2. 7%	0%	17. 7%	33. 3%

<教諭等における在校時間等調査結果> 月45時間以上の超過勤務者の割合

調査実施時期	小学校		中学校	
	千葉県	富津市	千葉県	富津市
R3. 11月	50. 9%	22. 7%	63. 8%	62. 8%
R4. 11月	47. 0%	26. 1%	58. 9%	65. 6%
R5. 11月	39. 9%	18. 2%	53. 7%	69. 8%

3 ガイドラインの性格

- 教職員の働き方改革の実現に向けた基本的な考え方や今後の取組の方向性を示すものである。
- 富津市教育委員会は、本ガイドラインに基づき、市内小・中学校における教職員の働き方改革を着実に推進する。
- 対象期間は、国の工程表を参考に、概ね3年とする。
- 国や県における新たな動きや、各校の実情、および目標の達成状況の検証を踏まえ、必要に応じて取組の追加、変更、見直しを行うこととする。

4 富津市の教職員の働き方改革の目標

持続可能な学校指導・運営体制の構築等を目指すために、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」（平成31年1月文部科学省）や「学校における働き方改革推進プラン」（令和6年3月千葉県教育委員会）を参考に、以下の2つの目標を掲げる。

この目標を設定する意図は、目標を実現するための環境づくりや各教職員の意識改革を推進し、具体的な方策や課題店の見直しを行うことにある。

(1) 時間外在校時間の上限の設定

- 「条例等で定める勤務時間を超える在校等時間（時間外勤務）」が、特別な場合を除き、1か月あたり45時間、1年あたり360時間を超えないようにする。

※ 「時間外勤務」は、休憩時間を除いた校内に在校している在校時間に、職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間を加えた時間を「在校等時間」とし、その「在校等時間」から、条例等で定める勤務時間7時間45分を減じた時間を表している。

(2) 教職員の意識改革と業務改善

- 教職員が心身ともに健康を保ち、持続可能な学校運営と教育の質を高めるために、教職員一人一人が働き方を見直し、限られた時間の中で計画的・効率的に業務を行おうとする意識を持つとともに、具体的な業務の改善を目指す。各年度目標指数は、下記のとおりとする。

調査年度	① 子供と向き合う時間を確保できている教職員の割合		② 勤務時間を意識して勤務できている教職員の割合	
	千葉県	富津市	千葉県	富津市
R6年度	64%以上	R6実態 66%	79%以上	R6実態 78%
R7年度	66%以上	71%	81%以上	83%
R8年度	71%以上	76%	86%以上	88%

※参考 R5調査結果 千葉県①61% ②76%
R6調査結果 富津市①66% ②78%

なお、本ガイドラインは「学校における働き方改革」の総合的な方策の一環として策定されるものであり、この目標を遵守することのみを求めるものではない。

さらには、この目標の遵守を形式的に行うことを目的として、虚偽の時間の申告を行ったり、自宅等に持ち帰って業務を行う時間を増やしたりすることは、本ガイドラインの趣旨に反するものであり、厳に慎むこととする。

5 富津市教育委員会の働き方改革の取組

(1) 業務改善の推進

- ① 行事の精選と削減
- ② 校務支援システムの有効活用（出席簿、通知表、指導要録 等）
学校連絡（欠席連絡や便り等）のデジタル化や押印の省略について導入を検討
- ③ 学校で作成する諸表簿の精選
- ④ 市主催で行う会議のオンライン開催

(2) 部活動の負担軽減

- ※富津市部活動ガイドラインの遵守
- ※文化部の活動も準用

(3) 勤務時間に関する意識改革と時間外勤務の抑制

- ① ICTを活用し、教職員の勤務時間について正確な把握
- ② 夏季休暇の完全取得、年次休暇の取得促進
- ③ 長期休業期間中に、学校閉庁日を実施
- ④ 記念日休暇の取得促進
- ⑤ 教職員の時間外在校等時間の上限を市教育委員会規則（市管理規則）に定める。
- ⑥ 小・中学校に自動音声応答機能付き電話機（システム電話）を設置し、夜間や週休日等の電話対応は行わない環境を整備する。【検討中】

(4) 学校を支援する人材の確保

- ① 児童生徒の教育的ニーズを支援する市雇用の指導員を配置
- ② 保護者・教職員の教育支援として、スクールカウンセラー、ソーシャルワーカー等の配置
- ③ スクール・サポート・スタッフ等の配置により、教職員の業務をサポート

(5) 学校・家庭・地域及び関係機関等との連携の推進

- ① 地域や保護者に対して、教職員の働き方改革についての取り組みの必要性を周知する。
- ② ボランティア、学校を支援する人材を積極的に募集
- ③ 学校を支える関係団体とのさらなる連携に努める。

(6) 方針及び行動計画等の徹底及びフォローアップ

- ① 市教育委員会の重点目標・施策に、働き方に関する視点を定め、教育委員会全体で取り組むとともに、PDCAサイクルを構築
- ② 人事評価制度の項目に「業務改善」の項目を設定する等、働き方に関する視点を盛り込む。

6 君津地方4市の各学校における具体的な取組事例

(1) 業務改善の推進について（中学校は部活動を含む）

No.	項目	取 組 事 例
1	諸表簿	<ul style="list-style-type: none"> ■提出書類等の簡略化 ・教科経営案、復命書（児童生徒の引率・県外出張は除く）、旅行届の廃止 ・学級経営案 6年間をA3 1枚に集約（小学校） 「学級経営案」を「目標申告」に代える ・週案は授業進度等について記入するが、コメント欄の記入は強制しない ・校務支援システムの活用 ・通知表の総合所見を学年末の1回 ・通知表の発行を年間2回 ・成績処理日の設定
2	諸表簿	<ul style="list-style-type: none"> ■週案の隔週提出 ・2グループに分けて、隔週の提出 ・管理職等のコメントは、ローテーションで1名とする
3	諸表簿	<ul style="list-style-type: none"> ■行事予定、下校時刻の通知の一本化 ・各学年（学級）で出す便りの下校時刻や行事予定をなくし、学校からの便りで統一
4	研 修	<ul style="list-style-type: none"> ■金曜日課の創設と校内研修の工夫 ・金曜日課は清掃をカットし15分早く児童を下校させ、研修時間を確保 ・年間の回数を見直し、自主研修 ・官制研修(初任研、フォローアップ研修、中堅研修など)の活用
5	研 修	<ul style="list-style-type: none"> ■校内研修の効率化 ・指導案検討は行わない。各自の希望により講師を招聘し、個人的に相談 ・研究紀要は発行しない
6	行事精選	<ul style="list-style-type: none"> ■募集作品の精選 ・夏休みの作品募集について大幅なカット
7	行事精選	<ul style="list-style-type: none"> ■運動会の見直し ・運動会を半日開催に短縮し競技の見直し
8	行事精選	<ul style="list-style-type: none"> ■マラソン大会廃止 ・マラソン練習は行うが、大会は廃止
9	行事精選	<ul style="list-style-type: none"> ■陸上練習の効率化 ・朝練習の廃止 ・日課表を組み直し、4～6年の合同体育を6校時に組み入れて陸上の練習を行う（小学校）

10	行事精選	<ul style="list-style-type: none"> ■家庭訪問の実施形態変更 ・全家庭を訪問しての保護者との面会を廃止し、生徒の自宅住所の確認を目的とし、面会希望者のみ訪問、面会実施に変更
11	デジタル化	<ul style="list-style-type: none"> ■学校評価アンケートのデジタル化
12	デジタル化	<ul style="list-style-type: none"> ■デジタル採点システムの導入（有料）
13	デジタル化	<ul style="list-style-type: none"> ■職員会議の資料の電子化 ・資料をPDFにし職員用校務パソコンから閲覧できるようにする
14	日課時程	<ul style="list-style-type: none"> ■日課時程の工夫 ・小学校の週指導時数を29時間から28時間にする ・休み時間の短縮（10分→5分） ・朝読書や清掃・休み時間等を見直し、冬季5時間にして部活動の時間を確保しつつ授業時間も確保する（中学校）
15	指導体制	<ul style="list-style-type: none"> ■5，6年生の教科担任制 ・学級担任が学年分（3学級）の教科を1教科担当
16	事業仕分	<ul style="list-style-type: none"> ■事業仕分け会議の実施 ・複数の少人数グループで校内の事業について、話し合い、各グループが提案。実現可能なものについて、取り組む ・グループ構成はベテラン層・ミドル層・若年層の3人構成
17	養護教諭	<ul style="list-style-type: none"> ■朝の早い時間帯でやっていた校舎内の見回り ・トイレトペーパー補充や窓開けのための見回りをできるタイミングに変更
18	養護教諭	<ul style="list-style-type: none"> ■使い捨てのものを使用 ・視力検査の斜眼子 ・歯科検診の歯鏡 ・耳鼻科検診の舌圧子
19	養護教諭	<ul style="list-style-type: none"> ■保健だよりを連絡があるときのみ発行 ・月1回発行ではなく、連絡があるときのみ発行
20	養護教諭	<ul style="list-style-type: none"> ■毎月実施する生活習慣チェックをデジタル化
21	養護教諭	<ul style="list-style-type: none"> ■スクール・サポート・スタッフの活用 ・健康診断表への入力補助や確認
22	事務職員	<ul style="list-style-type: none"> ■各種マニュアルの作成や見直し ・学校徴収金マニュアル ・教員向け事務処理マニュアル ・事務職員向けマニュアル
23	事務職員	<ul style="list-style-type: none"> ■PCの事務共有フォルダの作成
24	事務職員	<ul style="list-style-type: none"> ■修学旅行積立の廃止 ・修学旅行業者へ直接振り込み
25	事務職員	<ul style="list-style-type: none"> ■学校徴収金の会計報告 ・保護者宛の会計報告を「毎学期末」から「年度末」の1回に変更

(2) 部活動の負担軽減

No.	項目	取組事例
1	取組時間	■ノ一部活デーを週設定の他、さらに月1回の実施
2	取組時間	■部活動（朝練習）の見直し ・冬季の朝練習を実施しない ただし、大会を控えている場合は、保護者の同意を得て、顧問が校長に申請し、活動を許可する
3	取組時間	■部活動平日2日朝放課後練習なし

(3) 勤務時間に関する意識改革と時間外勤務の抑制

No.	項目	取組事例
1	意識改革	■働き方改革推進委員の任命
2	意識改革	■退勤予定時刻の視覚化（「カエルボード」の活用） ・定時退勤の予定日を出勤札にマグネットにより視覚化することで、本人の意識を高めるとともに、他職員にも伝えることで業務支援につなげ、定時退勤を実行 ・自分の業務を計画的に進める意識を持ち、メリハリをつけた働き方を行う
3	取得促進	■年休を計画的に取得 ・学年内で月や週を決めて取得
4	取得促進	■夏季休業中の職員出勤日をなくす
5	時間外勤務抑制	■勤務時間外の電話の取扱い ・保護者宛て文書にて、本校の勤務時間の周知
6	養護教諭	■養護教諭の不在を提示 ・資料の養護教諭不在 Ver. や消毒等も養教不在時のものを必ず提示して、いつでも休めるようにしてある

(4) 学校を支援する人材の確保

No.	項目	取組事例
1	ボランティア	■草刈りボランティア募集
2	ボランティア	■ボランティア活動の推進 ・改めて学校支援ボランティアを保護者、地域に募集

(5) 学校・家庭・地域及び関係機関との連携の推進

No.	項目	取組事例
1	連絡方法	<ul style="list-style-type: none"> ■電話連絡の改善 ・保護者への電話連絡は勤務時間内に行う。仕事で出られない保護者にも早い時間に連絡して携帯電話に着信を残すことで、折り返しの連絡をしてもらう
2	連絡方法	<ul style="list-style-type: none"> ■電子メール・SNSの活用 ・PTA活動について、メールやSNSで企画や運営を行う
3	PTA	<ul style="list-style-type: none"> ■PTA役員会議の見直し ・回数を減らし、時間を短縮
4	デジタル化	<ul style="list-style-type: none"> ■PTA総会の書面開催 ・総会資料はホームページに掲載
5	地域学校連携	<ul style="list-style-type: none"> ■登校時の見守りの役割分担 ・PTAや地域の方々が立つ場所については職員が重ねて立つことをせず任せる
6	地域学校連携	<ul style="list-style-type: none"> ■資源回収合同実施 ・学区の中学校と合同で資源回収を実施
7	地域学校連携	<ul style="list-style-type: none"> ■登校指導の改善 ・PTAと一緒にしていたが、協力を依頼し、登校指導はPTAだけの実施とした。勤務時間内の下校指導の強化へつなげる
8	養護教諭	<ul style="list-style-type: none"> ■学校医との連絡
9	養護教諭	<ul style="list-style-type: none"> ■中学校区で合同開催 ・中学校区での学校保健委員会を開催した。開催にあたって、時間内に会議を持つ

(6) 方針及び行動計画等の徹底及びフォローアップ

No.	項目	取組事例
1	PDCA	<ul style="list-style-type: none"> ■学校の重点目標・経営方針に働き方に関する視点を盛り込み、学校全体で取り組むとともにPDCAサイクルを構築する(校長) ・重点目標・経営方針に働き方改革の視点 ・年度末までに点検・評価・見直し ・全教職員に内容を周知
2	項目設定	<ul style="list-style-type: none"> ■学校経営方針や目標申告の項目に、必ず「業務改善」の項目を設定し、働き方改革の具体的な成果が得られるよう取組を推進するとともに、教職員一人一人の「意識改革」を図る(校長)
3	視点設定	<ul style="list-style-type: none"> ■重点目標・経営方針を踏まえ、目標申告シートに働き方に関する視点を盛り込む(教職員)

※取組等の詳細については、富津市教育委員会にお問い合わせください

【連絡先】富津市教育委員会 学校教育課 電話 0439-80-1338

報告第6号

令和6年度富津市通学路安全対策協議会「通学路の安全確保」について
令和6年度富津市通学路安全対策協議会の通学路の合同点検及び対策について
別紙のとおり報告する。

令和7年3月28日提出

富津市教育委員会
教育長 岡 根 茂

令和6年度富津市通学路合同安全点検一覧表

No.	学校名	指定通学路	通学路の危険・要注意箇所	通学路の状況・危険内容	対策要望	備考 理由(複数可) ①指定通学路上 ②児童生徒の通行量 ③自動車の通行量 ④その他(直接記入)	路線	管轄	回答
1	青堀小	○	大堀3丁目歩道橋を降りた交差点	・カーブミラーはあるが、劣化している。 ・横断歩道を選った先には緑石があり、子どもたちは歩道に入らずに歩行している。 ・雨の日は特に、青堀小前の渋滞を回避する車が多く、危険。道路は狭いが、交通量が多くスピードを出す車が多い。	注意喚起のための道路標示をお願いしたい。	①②③ 富津市母と女性教職員の会からも要望あり	市	市建	【市・建設課】 今年度、注意喚起のための看板を設置します。【R7.3月実施予定】 【学校】 安全指導を実施します。
2	青堀小	○	大堀3丁目歩道橋	歩道橋が劣化してきていて、錆がひどいところがある。青堀小の反対側の階段の下階の左側の手すりも壊れている。	青堀小側からみて下階の左側の手すりが壊れているため、修繕して欲しい。	①② 富津市母と女性教職員の会からも要望あり	国	国土	【国道事務所】 今年度、歩道橋の手すりを修繕します。【R6年度中に実施予定】
3	青堀小	○	大堀3丁目青堀駅左右の踏切	草が生い茂っていて、PTAが立てている看板が見えにくくなっている。	定期的な草刈りをお願いしたい。	① 富津市母と女性教職員の会からも要望あり	県(西側)市(東側)	市建	【市・建設課】 西側踏切近くの市の用地、草刈りを行います。【R6.9月実施済】 東側土地所有者が定期的に草刈りをしているので注視していきます。 【学校】 看板の設置位置を高くします。
4	富津小	○	富津786 斉藤商店前の横断歩道	車がよく通るところである。 児童の横断が多いが、横断歩道が薄くなっている。	児童の横断が多いため、白線の引き直しをお願いしたい。	①②③ 富津市母と女性教職員の会からも要望あり	県	警察	【警察】 横断歩道の引き直しの補修依頼を出しました。【R6～R7実施見込み】
5	富津小	○	富津1538 かじやアリス前の十字路、空き家のブロック塀	空き家のブロック塀が崩れているため、大変危険である。また、空き家も廃屋の状態である。	ブロック塀や家自体の撤去または、整備をお願いしたい。	①②③ 富津市母と女性教職員の会からも要望あり	県	君土	【市・都市政策課】 空き家について 所有者に継続して指導をしていきます。【R6.12月 ブロック塀撤去済】 ブロック塀について 所有者に危険ブロック塀等除却事業補助金制度について周知するとともに、これを活用した撤去工事の実施について働きかけていきます。
6	飯野小	○	下飯野241番地先 イノセグループ本部前カーブ	R6.5.16に自動車がカーブを曲がりきれずに歩道を横切り、水田に突っ込む単独事故が発生。	歩行者を守るガードパイプを設置してほしい。	①②③ 富津市母と女性教職員の会からも要望あり	県	君土	【県・君津土木】 今年度、車道に速度抑制を促す道路標示を設置します。【R7.3月実施予定】
7	飯野小	○	下飯野1128-9番地先 セブンイレブン下飯野店前交差点	自動車通行量が多く、方が一交差点内で車両同士の衝突事故等が発生した場合、待機場所の歩行者が巻き込まれる危険性がある。	横断歩道の待機スペースを安全に確保するため、ガードパイプの設置をしてほしい。	①②③ 富津市母と女性教職員の会からも要望あり	県	君土	【県・君津土木】 横断歩道待機スペースの中で、用地がある箇所に今年度、車止めポールを設置します。【R7.3月実施予定】
8	飯野小	○	下飯野829-1番地先 飯野神社お堀前交差点	T字路出口は両側がカーブとなっているうえ、高い石垣や塀があり歩行者に気づきづらい。一時停止をしない自動車も多く、横断が危険である。	「一時停止」の規制、あるいは自動車の停止を促す表示の設置をしてほしい。	①②③ 富津市母と女性教職員の会からも要望あり	市	警察	【警察】 今年度、本部に一時停止線の設置を要望します。【要望提出済】
9	飯野小	○	カットスタジオビートル～セブンイレブン下飯野店にかけて (下飯野1102-19先、下飯野1122番地先)	既設の横断歩道の色が薄くなってしまっていて、運転者が視認しづらい。	横断歩道の引き直しをお願いしたい。	①②③ 富津市母と女性教職員の会からも要望あり	市	警察	【警察】 横断歩道2カ所、薄くなっているところ、本部に引き直し依頼をしました。【R6～R7実施見込み】
10	大貴小		活魚料理いそね、カフェサンクレスト裏水路 岩瀬949付近	幅1mほどの用水路があるが、ふたがなく、落下の危険がある。	ふたをつけるか、無理なら落下しないように柵をつけてほしい。	②4人通行 ④地区の会議でも話題にしている。 富津市母と女性教職員の会からも要望あり	市	市建	【市・建設課】 転落防止柵の設置を検討していきます。【R7年度より実施予定】
11	大貴小		小久保3014 中央公民館付近	側溝に鉄板でふたをしているが、ゆがんでいてずれたり片側が上がってしまったりする。また、井戸のふたが壊れているため危険。	側溝に乗ってもずれない安全なふたをつけてほしい。井戸にふたをしてほしい。	②27人通行	市	市建 市教育	【市・建設課】 グレーチング蓋を一部設置済。残り部分を今年度設置します。【R6.10月実施済】 【市・教育】 R6、中央公民館で蓋のズレを修正済。
12	大貴小	○	小久保114大貴小学校 付近	土手の下に側溝がないので、大雨が降ると水があふれてしまい、歩ける場所が限られてしまう。	土側溝の整備と歩道の確保など、児童の安全面への対策をしてほしい。	①②③	市	市建 市教育	【市・建設課】 今年度土側溝の整備・転落防止の対策・グリーンベルトの設置を行います。【R6.10月実施済】 【教育】 今年度、バックネット裏に登下校用の仮の出入口を設置します。【R6.10月実施済】
13	吉野小		大栄鉄工所(富津市西大和田127)そばの 堰と付近の歩道	水路の柵が隙間が多く、落下の危険がある。堰の前のガードレールも老朽化し危険。	安全な柵の設置、歩道の整備をお願いしたい。 柵は設置されたが、安全に歩くための歩道の整備を再度要望。	②③ 富津市母と女性教職員の会からも要望あり	市	市建	【市・建設課】 除草等を行い、歩道の維持管理を継続します。【R7.1月実施済】
14	吉野小	○	市道新田線 白石会計事務所付近から カットハウスFまで	道幅が狭く、交通量が多い。スピードを出している車が非常に多く大変危険。今年度、警察とも情報を共有している。	グリーンベルトの設置と歩スペースの確保をお願いしたい。	① 富津市母と女性教職員の会からも要望あり	市	市建	【市・建設課】 今年度、指定通学路範囲内に白線引き直し・グリーンベルトの設置工事を行いました。【R6.9月実施済】 指定通学路範囲外の白線引き直し・注意喚起の路面標示等の設置については検討していきます。
15	吉野小		相野谷142付近の歩道	歩道はあるが、木や草が茂っており、歩きにくい危険。路面状況も悪く、車の走行にも危険を感じる。堰の前のガードレールが老朽化して危険。	安全に歩くスペースの確保と路面の整備、ガードレールの整備	②	市	市建	【市・建設課】 今年度、歩道内の除草・土砂撤去を行います。【R7.2月実施済】 歩行路となっていない堰の前のガードレールは通常の道路維持・管理業務の中で修繕を検討します。 【学校】 カーブが近くにあるため、横断歩道を渡る際の目視等、安全指導を実施します。

令和6年度富津市通学路合同安全点検一覧表

No.	学校名	指定通学路	通学路の危険・要注意箇所	通学路の状況・危険内容	対策要望	備考 理由(複数可) ①指定通学路上 ②児童生徒の通行量 ③自動車の通行量 ④その他(直接記入)	路線	管轄	回答
16	吉野小	○	西大和田639付近 交差点付近	道幅が大変狭いうえに交通量が多く、大型トラックが通行することもあり、歩くスペースがとても狭いため危険。	路面標示はしていただいたが、歩行者が安全に歩くためのスペースの確保をお願いしたい。	①②③	県市	君土市建	【県・君土土木】R5. 県道側に路面標示、グリーンベルトを設置済。 【市・建設課】R5. 市道側に路面標示を設置済。 【学校】安全指導を実施します。
17	吉野小		西大和田1151付近の歩道	見通しが悪いカーブだがスピードを出す車が多く危険なため、蓋のない側溝で歩けない。	カーブの反対側の側溝の蓋はしていただいたが、歩行者が安全に歩くためのスペースの確保と注意喚起のための表示の設置をお願いしたい。	②③	市	市建	【市・建設課】 R5カーブの反対側の側溝に蓋を一部設置済。 今年度、残りの蓋を設置します。【R7.3月実施予定】 注意喚起の看板はR4.に設置済です。
18	吉野小		上335-1付近の歩道	歩道の緑石がなくなり、車道との境がない。カーブで見通しが悪い上にスピードを出す車も多く危険。	グリーンベルトかポールを設置をお願いしたい。	②③	県	君土警察	【県・君土土木】 今年度、介護老人保健施設わかさ〜上351-4付近にかけてグリーンベルトを設置します。 【R7.3月実施予定】
19	佐貴小	○	国道465号線〜県道163号線 佐貴保育所付近〜佐貴郵便局付近の歩道	U字溝のふた部分のぐらつき、破損、歩道の傾きがあり、歩行が危険な状態。	歩道、U字溝の補修、歩道の整備	① ④設備の不具合、破損 富津市母と女性教職員の 会からも要望あり	国県	君土	【県・君土土木】 国道465号側は、U字溝の修繕済。県道163号線の佐貴保育所付近の側溝は、今年度除草と修繕を実施します。【草刈りは地元にて対応済。修繕はR7.3月実施予定】
20	佐貴小		県道256号 新舞子海岸線 オガワヤ(八幡180)〜 亀田交差点(右折するとかずさファーンズ)	見通しの悪いカーブを法定速度以上のスピードを出して通る、一時停止の交差点で止まらないなど、ルールを守らない車が多い。歩道がない、路側帯の白線や減速路面標示が薄くなっているなど、安全に歩行する環境が整っていない箇所が多くある。	グリーンベルトの設置、または白線の引き直し ドライバーに減速やルール厳守を呼びかけるための目立つ看板などの設置や、減速路面標示の引き直し	②(本校児童の約3割が通行) ④ルールを守らない車の通行が見られる。 富津市母と女性教職員の 会からも要望あり	県	君土	【県・君土土木、天羽土木】 今年度、白線、道路標示の薄くなっている箇所の引き直しを実施します。 【R7.3月実施予定】 グリーンベルトは、路側帯にスペースがないため設置できません。
21	天羽小	○	久留里鹿野山溪線神田橋の交差点	神田橋付近からみなと幼稚園方向へ児童が横断する際、自動車の運転手から見にくい。	押しボタン式信号の設置を希望する。	①②③ 富津市母と女性教職員の 会からも要望あり	県	市建設 警察 教育	【市・建設】R4、橋の部分のグリーンベルトの設置済。R5. 交差点にカーブミラーを設置済。用地の関係もあり、これ以上の対策はできません。 【警察】本部に信号機設置の依頼をし、現地調査を行いました。設置基準を満たしていなかったため、信号機の設置はできません。 【市・教育】横断用旗の設置をします。【R7.1月横断旗設置済】
22	天羽小	○	R127〜原田医院(清風荘付近)	歩道が狭く、樹木の枝葉が伸びている。	歩道の拡張、樹木の枝葉の伐採を希望する。	①③ 富津市母と女性教職員の 会からも要望あり	市	市建	【市・建設課】 R5に白線引き直し・グリーンベルトを設置済。歩道の拡張は、道路用地がないためできません。 樹木の伐採は、土地所有者に剪定依頼を出します。【R7.2月依頼済】
23	環小	○	環小学校から東郷橋 通学路	歩道に草が生えて歩きづらくなっている。	定期的な草刈りをお願いしたい。	①③ 富津市母と女性教職員の 会からも要望あり	国	天土	【県・天羽土木】 巡回している道路維持委託業者に依頼します。【R6.9月 草刈り実施済】
24	富津中	○	一角周辺の五叉路	信号がなく、多方面から車や歩行者が通行するため大変危険である。	注意喚起の看板設置や道路にも注意喚起の表示をお願いしたい。	①②③ 富津市母と女性教職員の 会からも要望あり	国	国土 警察	【国・千葉国道事務所】 R5歩行者用信号の要望に対し、看板設置用地が無いため、白線・ダイヤモンド(=この先、横断歩道有り)の引き直しで対応済 【警察】 本部にセンターラインの引き直しを要望します。【要望提出済 R6〜R7に実施見込み】
25	大佐和中	○	岩瀬555付近交差点	交通量が多い。横断歩道をスムーズにわたることが難しい。スピードも早く危険を感じる。	押しボタン式信号を設置してほしい。	①②③ 富津市母と女性教職員の 会からも要望あり	県	警察	【警察】 R4,R5も県警本部に信号機設置を要望。今年度も引き続き要望していきます。 【要望提出済】
26	天羽中	○	湊701 原田医院から天羽中学校に向かう通学路(特別養護老人ホーム近く)	竹や木が伸びて斜めになっていたり、倒れた竹がそのまま放置されたりして、危険。道路も凹凸があり、バスの通行が危険。	伐採や撤去などのご対応をお願いします。また、道路の補修はやっていただいています。また、さらなる補修をお願いします。	①② 富津市母と女性教職員の 会からも要望あり	市	市建	【市・建設課】 道路の補修は随時行います。 木枝や竹の剪定は通行に影響がある際に対応します。
27	天羽中	○	湊934 天羽中学校からひかり学園のそばを通り、国道に出る道路	樹木が生い茂っており、枝や葉がスクールバスにぶつかると危険。また、木が倒れるなど障害になっている。	伐採などのご対応をお願いします。	①④(スクールバスの通り道) 富津市母と女性教職員の 会からも要望あり	市	市建	【市・建設課】 土地所有者に剪定依頼を出します。 【R7.2月依頼済】
28	天羽中		湊850 望みの門 かずさの里近くの階段	階段の幅が狭く、滑りやすい。また、木がうつそうと茂っており、夕方になると暗くて危険。	草刈りと木の整備をお願いします。	19名 ②④(近くに施設(望みの門)もあり、生徒が利用する場面も多い。少しでも事故が起きないようにするため) 富津市母と女性教職員の 会からも要望あり	市	市建	【市・建設課】 今年度、滑り止め対策の工事を実施しました。 【R6.9月実施済】